

【基調講演】 刑務所出所者の社会復帰支援～暴力団離脱者支援の可能性～

拓殖大学政経学部教授 守山 正

このフォーラムでは暴力団離脱者の支援の話をする事になっているが、大変残念ながら、我々の学会等で暴力団の社会復帰の問題を議論することは近年ほとんどなく、しかも暴力団関係の研究をする研究者自体が非常に少ないという状況である。むしろ、本日は逆に発表される実務家の方の様々な議論を是非参考にしたいと考えている。

このフォーラムは、前福岡県警察本部長である吉田尚正氏（現警察庁刑事局長）から問題提起があったと聞いているが、この「暴力団員の社会復帰」というテーマ自体、研究の少ない状況の中で非常に刺激になるものであり、今日の議論を私の学界にも還元していきたいと考えている。

そこで、この発表では最終的には暴力団離脱者の支援という問題について、若干、私の海外の見聞も含めて話したいが、暴力団離脱者を含む、基本的には犯罪者の一般的な社会復帰支援について議論したい。

1 再犯防止に向けた総合対策

先ほど河合所長からも話があったが、犯罪対策閣僚会議では平成 24 年に再犯防止に向けた総合対策が打ち出されている。私も工程表を見たが、各部署がそれに向けて努力するとか、いつまでに何を達成するといったような相当詳細な規定がある。それは暴力団の社会復帰の支援も含めて考えるべきであろうと思う。

政府は、この総合対策において今後 10 年間で刑務所に再入所する者の割合（出所後 2 年以内）を 20% 以上削減するとしている。このような犯罪者の問題に関して数値目標を設定したというのは非常に画期的である。果たしてこれがどの程度実現するのか、期待をしたいと思う。

今日、このような対策を取らざるを得ない状況にあるのは確かである。刑務所は現在、特に高齢受刑者の収容比率が高まる状況を迎え、再犯率が依然高い水準にある。画面 2 において、一番上の線が満期釈放者の再入所率、中間が全体、下が仮釈放対象者であるが、当然ながら満期釈放者の再入所率が高く、仮釈放対象者が低い。全般的に 2 年以内の数値を 20% 削減することが目標になっているので、政府の目標を額面どおり理解すると、2 年以内の 20.5% を 16.4% にするという話になるかと思われる。これは相当厳しい数値であると理解している。

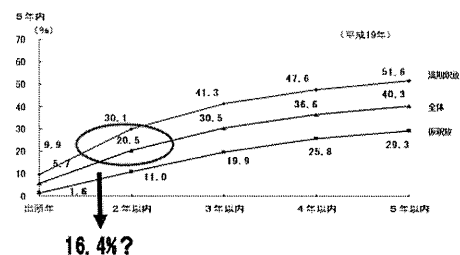
私がイギリスで高齢犯罪者の研究者にインタビューをした際に、ほとんどの犯罪者が 40 歳を超えると

画面 1

犯罪対策閣僚会議（平成24年）
「再犯防止に向けた総合対策」

- ・策定後 10 年間の取組における数値目標
「刑務所出所後 2 年以内に
再び刑務所に入所する者等の割合を
今後 10 年間で 20% 以上削減する」

画面 2

わが国の犯罪者社会復帰状況(2)
出所後累積再入率

犯罪をやめると聞いたことがある。これは先ほど河合所長から紹介もあったデジスタンス（犯罪からの離脱）という問題とも関わってくるが、大半の人が中年くらいで犯罪をやめるのである。従来の犯罪学の仮説・テーゼにおいても、犯罪者にはある程度精神的な力、肉体的な力が備わっており、犯罪には体力・気力が必要であって、犯罪は若者の行為であるとされてきた。

ところが、日本の状況はこれとは大きく異なっている。日本は高齢化社会であり、その中には体力がまだ元気な人が多く含まれているということかもしれない。しかし、欧米でも高齢化社会は同じであり、それでは、欧米ではなぜそんなに早く犯罪者生活をやめ、日本の犯罪者はやめないのかといったところは比較文化研究の上でも非常に興味深いように思われる。

次に画面3は、一般刑法犯検挙者の中にどれくらい再犯者が含まれているかという比率を示したものである。現在、まさに5割に迫ろうとしている。要するに、捕まえたら半分の人は何らかの犯罪歴があるということである。検挙者数自体は減少傾向にあるが、再犯者率は依然として非常に高い比率を維持しているのが現状である。

2 社会復帰の方法

こうした再犯者が多い中で、犯罪者の社会復帰問題が当然ながら議論になる。再犯を防ぐには社会復帰はどうしたらいいのか。伝統的に言えば、刑務所で犯罪者の処遇を行い、何らかの環境調整を行って社会に戻していくということであるが、それについてジョン・ブレイスウェイト（John Braithwaite）というオーストラリアの犯罪学者が1989年に書いた本‘Reintegrated Shaming’

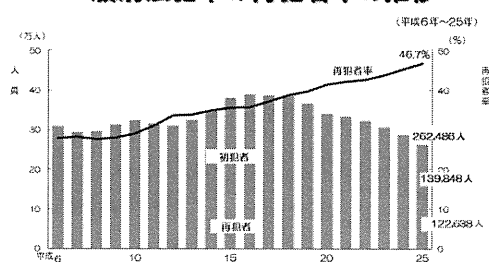
（再統合的恥の付与）が世界的にも大きなインパクトを与えた。私がイギリスに滞在した1990年代初めには、この本を教科書に使っている大学が多くみられた。それほど、学会において犯罪者の再犯問題を考えさせる契機となったのがこの本である。

その中心概念は‘shame’である。日本語に訳せば「恥」という言葉であるが、これは動詞として‘shaming’という言葉で使われている。「恥づけ」と訳している方が多いようである。ブレイスウェイトのこの本の中で非常に注目されたのが日本社会だった。いわば、日本社会を絶賛した本である。これが世界中の研究者に読まれたことで、出版された直後に海外の学会に出席すると、常にこの本の話題になっていて、日本社会は本当に犯罪者に寛容なのかと何度も聞かれたものである。

画面4が示すように、ブレイスウェイトは、この本の中で犯罪者社会復帰の2つの方法を示唆している。そのうちの1つがこの‘shaming’である。正確に言えば、本の題名ともなった「再統合的恥の付与（reintegrated shaming）」という用語である。これは簡単に言うと、犯罪者が行った行為の罰は罰として受けさせるものの、愛情を持って社会にもう1回戻そうという意図が含まれる。これが再統合的恥の付

画面3

一般刑法犯中の再犯者率の推移



画面4

社会復帰の方法

J. Braithwaite 'Reintegrated Shaming' 1989

犯罪者に対する社会的反応＝‘shame’

- ・再統合的恥の付与 (inclusion)
犯罪者に対して行為を非難するものの謝罪や賠償があれば
コミュニティは赦免し再統合 例) 日本社会
- ・排他的恥の付与 (exclusion)
コミュニティは犯罪者のスティグマを貼り、統合することなく追放

与論である。そして、これを現代の社会で最も実行しているのは日本社会であり、そこで日本の社会の犯罪者に対する対応を絶賛したのである。

ただ、私の記憶では、彼の父親はオーストラリア人として第二次世界大戦中に日本軍とも戦った経験があり、日本軍が捕虜に対して過酷な扱いをしたことも彼は学会で指摘していたが、これは戦争という異常時の環境の下であり、今の日本はそうではないと言っていたように思われる。

もう一つの社会復帰方法が「排他的恥の付与」である。括弧の中に‘exclusion’と書いたが、これはまさしく犯罪者の排除である。近年、‘social exclusion’という言葉が欧米ではよく聞かれるが、欧米社会では犯罪者の社会的排除が横行しているという話であろう。犯罪者を悪者として社会からも追放し、排除し、統合することなく犯罪者を放置するやり方のことを‘exclusion’と言っているかと思う。

言うまでもなく欧米の場合は人種問題を抱えているので、日本のように比較的まとまった社会とそうではない社会とを1つの基準で議論することは非常に難しいが、再統合的恥の付与と排他的恥の付与は両極をなす社会復帰のやり方である。

このように、日本が再統合的恥の付与の社会として位置付けられるのは、外国人からすれば、罪は罪として憎み、人は憎まない、まさしく「罪を憎んで人を憎まず」という格言があるとおおり、我が国では犯罪者を地域社会に再び包絡（inclusion）しているように見えるのではないだろうか。

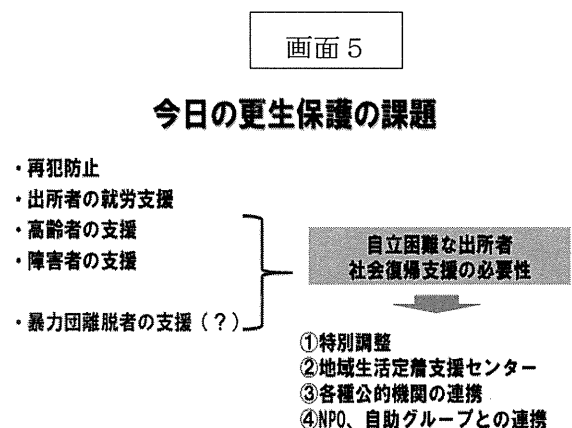
考えてみると、この‘inclusion’とは我が子に対する親の対応に似ているように思われる。つまり、子供が悪いことをした場合、当然叱らなければいけないが、それは愛情を持って叱るわけで、憎しとして接するわけではない。愛情を持って罰を与えるというのが親の態度である。日本社会は、これを犯罪者に対して行っているというのがブレイスウェイトの見立てである。これに対して、排他的恥の付与、つまり‘exclusion’はいわば他人の子ども、あるいは全く知らぬ犯罪者に対して、愛情のかけらもなく徹底的に排除して自分たちの世界から追い出してしまうということではないかと思う。

こういう議論がある中で、先ほどの再犯者が非常に増えている状況、再入所者も増えている状況、つまり日本の社会は累犯者だらけになりつつあるといった中で、果たしてどのようにこの問題を解決すべきであろうか。

次の画面5は、今日の更生保護の課題を示している¹。そのテーマとして4点挙げられている。つまり、再犯防止、出所者の就労支援、高齢犯罪者の支援、障害を持つ犯罪者の支援。私は暴力団離脱者の支援という新たなテーマをここに加えるべきではないかと考える。

ここに挙げられた人々はそれぞれハンディキャップを持った者であるから、普通の支援だけではなかなかうまくいかない人たちである。その意味で、ここに暴力団離脱者の問題を追加することは、現代的なテーマとしては妥当であろう。

そこで、更生保護の課題として、法務省保護局・保護観察所に所属する保護観察官と民間ボランティア



¹ 画面5、画面6は、全国就労者支援機構の山田憲児事務局長の資料提供による。

の保護司が連携を取りながら個別に犯罪者の社会復帰を探っていくということが伝統的なスタイルかと思うが、最近、非常に多くの様々なグループ、機関、組織がこれに関わってきているということは、まさしく多機関連携、マルチ・エージェンシーの動きが日本でも定着し始めているという印象を受けている。

画面6は犯罪者の社会復帰の条件として、関係省庁連絡会議で確認されたものであるが、居住場所の確保、就労とその継続、適切な支援・社会サービスの提供等が掲げられており、ここまでは誰もが思いつく要素かと思われる。

当然ながら、刑務所から出てくれば居住の場所を探さなければならない。この中には、伝統的には更生保護施設があり、国の経費を使って最大で6か月間無料で宿泊・食事を提供しているが、ただ、民間の運営であり、収容定員も限られており、必ずしも専門的ではない場合もあって、特に処遇困難な人たちを受け入れるのはかなり難しい。とりわけ暴力団離脱者がこの施設に居住するのは、他の収容者の関係もあり、難しい場面があると思われる。

ここに挙げた居住場所の確保、就労とその支援、適切な支援・社会サービスという3つの条件に加えて、もう一つ、心身の安定という問題があるかと思われる。つまり、社会復帰の過程で、例えば仕事を続ける場合に、本人の精神状態が安定しておらず、動揺があるとすれば、持続可能な活動を行うのは困難であると思われるからである。

特に、元暴力団員という特殊な社会的地位にあった者の心身の安定をどのように維持していくかは非常に難しい問題である。従来の犯罪組織との関係、一般世間との関係、家族との関係など、一般の犯罪者よりも更に心中は複雑であることが想像される。そうした中で、社会復帰を支援する者はその心の中に入っていったって、外観からは見えないような微妙な心の動きも読み取っていかなければならない。支援者の役割は本来、そのような任務を抱えていると思われる。後にこの問題にも少し触れたいと思うが、暴力団員の社会復帰支援を行う者は、一般の犯罪者よりも更に、このような厄介な問題もクリアしていかなければならないのではないかとと思われる。

画面6

犯罪者の社会復帰の条件

- 居住場所の確保
- 就労とその継続
- 適切な支援・社会サービス

※刑務所出所者等の社会復帰支援に関する関係省庁連絡会議（平成20年3月設置）

- 心身の安定

3 多機関の連携（イギリスの例）

画面 7

ここで、イギリスの犯罪者社会復帰に対する取組の例を若干紹介したい。イギリスでも再犯率の高さはつとに指摘される問題である。そこでさまざまな再犯率削減策が掲げられているが、その中に地域司法センター（community justice centre）と呼ばれる試みがある²。これは比較的新しい制度で約 10 年前に設立された新型の裁判所である。私も設立直後に、リバプール市郊外にある、この施設を現地の研究者と一緒に見学した経験がある。

この見学で非常に驚いたことで、画期的であると思われたのは、この裁判所には専属の裁判官が 1 人しかおらず、しかもその裁判官は地元出身者で地域密着を狙う試みとされたことである。そして、その裁判官に加えて警察、検察、少年機関、刑務所、保護観察所等の職員がこの裁判所に出向し、裁判所建物 2 階に一同に事務所をそれぞれ構えているという体制であった。さらに、自治体からも住宅関係者、就職関係者、保健衛生、福祉の関係職員の出先機関があり、この 2 階はまさに多機関協働の象徴の場となっていた。

そして、この地域司法センターの最大の特徴は、裁判で有罪判決を与えた犯罪者を、定期的に呼び出して予後もチェックすることである³。すなわち、判決後 1 か月後ぐらいに、ここで判決を受けた犯罪者の再犯はもちろん、生活の状況、仕事の状況と細かくチェックされる。しかも、このチェックをするのが裁判官自身である。自ら言い渡した判決をまさしく見届ける仕組みである。これは当然ながらイギリスでも非常に大きな話題となり、その後、2～3 か所類似の施設がつけられている。

ところが、昨年、この地域司法センターは急遽閉鎖されてしまった。その最も大きな理由は経費がかかりすぎるといえるものである。今やイギリス政府（キャメロン政権）も緊縮財政政策をとっており、刑事司法経費の大幅な削減を行っている。なるべく節約するという方向にあって、この裁判所では対象者の人数が少ない割に経費がかかりすぎたと判断されたのである。再犯率は比較的良かったが、他の裁判所に比べて有意に良かったとも証明できなかったということで、残念ながらこのシステムは現在閉鎖中である。学界や大学の研究者はこの制度を絶賛しており、むしろこれを増やすべきだと主張したが、財政問題から頓挫したのである。

私から見れば、このような発想は理想的であり、犯罪者の社会復帰の在り方としてはこうあるべきだと思うが、このように丁寧に犯罪者の予後を見守るには経費はかかることを否定できない。つまるところ、国が犯罪者の社会復帰にどれくらいお金をかけるつもりなのかということになる。

この地域司法センターは問題解決（problem-solving）型裁判所とも呼ばれている。簡単に言うと、犯罪は個人の問題ではなく、地域社会自体の問題であり、地域社会の問題を解決しないかぎり犯罪者の再犯を

多機関の連携 イギリスの例

・地域司法センター（community justice centre）

・判決後の犯罪者の予後観察（再犯防止）

問題解決型裁判所

‘revolving door’ から ‘one stop shop’ へ

→ 画一的処理ではなく、問題別に対応

・典型的な多機関協働体制

公的機関：警察、検察、裁判所、少年機関、刑務所、保護観察

社会資源：住宅、就職、保健衛生、福祉などの機関

² イギリスの地域司法センターの試みについては、守山 正「イギリスにおける問題解決型裁判所の展開～2つの地域司法センターの評価をめぐって」拓殖大学論集（政治・経済・法律研究）16巻2号（2014年）55～77頁参照。

³ この制度は判決再審査（review）制度であり、1998年犯罪及び秩序違反法（Crime and Disorder Act 1998）に規定されている。

防ぐことはできないと考えるのである。イギリスでも裁判官は公務員であるから定期的に転勤するが、この裁判所は裁判官が地域に定住し異動せず、地域住民の一員として裁判所で勤務するスタイルで、初代所長には、フレッチャー（Fletcher）という非常に有名な裁判官が就任したことで話題になった（筆者も訪問時に意見交換を行ったが、大変情熱のある裁判官という印象であった）。そうした理念に根ざした裁判所であったが、結果的には閉鎖という残念な結果となったのである。

4 暴力団の現状

残り時間で多少暴力団の状況についても議論したい。

暴力団活動の最近の特徴の1つに資金獲得手段の多様化がしばしば指摘される。河合所長からも、暴力団は様々な手口を使って資金源を探っているという情報が寄せられた。

もっとも、暴力団勢力は衰退をしており、暴力団による犯罪自体も減ってきているとされている。ただ、その間隙をぬって半グレ集団と呼ばれるようなグループが暗躍をしているというような報道もみられる。

画面9は、暴力団構成員の数の推移である。その左のグラフは私が追加して作ったものである。昭和50年代、10万人近くといった非常に高い水準を保っていた構成員数が、暴対法の成立を契機に、多少上下はあるが急激に減少傾向をたどっていることが分かる。

このように減っているということは、辞めた人がいるということである。暴力団に入る方も減っているのかもしれないが、辞めている人がいることに注目すると、この辞めた人たちに対してどういう受け皿を準備するのかを当然議論しなければいけない。先述のように、犯罪関係の学界はこの分析を怠ってきたと言わなければいけない。

大学の授業では、刑事政策や犯罪学の科目で、毎年必ず暴力団の話をテーマとして1コマ話す機会がある。これらの授業では、なぜ暴力団が生まれたかを画面10などを使って説明している。これはあくまでも私の見方であるので、本当に正しいのかどうか、警察関係者が見ると少し違うおそれもある。

左側がいわゆる農村型「やくざ」と呼ばれるグループである。このグループが地方、特に農村の貧しい農家の子弟を集めて組織をつくり、親分が自ら資

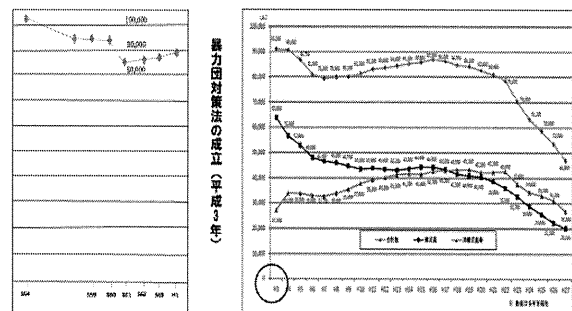
画面8

暴力団の現状

- ・資金獲得手段の多様化
⇒ 組織実態の隠蔽、企業の偽装化、公的給付制度の悪用
特殊詐欺への関与など
- ・暴力団勢力の衰退
⇒ 暴力団の解散・壊滅、暴排運動の活発化
- ・暴力団犯罪の減少
⇒ 暴力や威力に依存しない犯罪へ
- ・準暴力団（半グレ集団）の暗躍
⇒ 暴対法の間隙、暴力団との連携

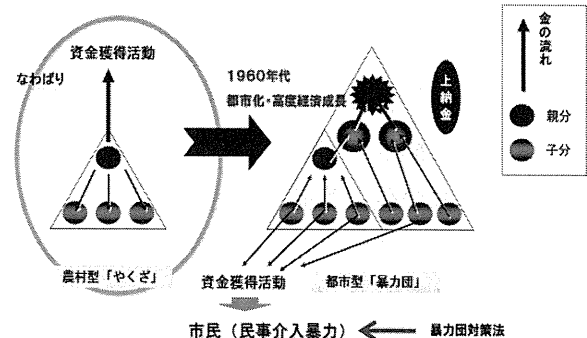
暴力団構成員等の推移

画面9



画面10

農村型「やくざ」から都市型「暴力団」へ



金獲得活動で地域に出て行って金を稼ぎ、子分に分け与えていたことを示している。だから、当時のやくざの親分は「我々は社会福祉の事業をやっているのであって、地域の不良を集めて社会復帰させてやっている。仕事も与えて犯罪をさせないようにしている」と言ったという話も聞いたことがある。

この農村型「やくざ」は、縄張り自体それほど大きくなく、このシマと呼ばれる縄張りの中で比較的小規模に活動し、それを資金源にしていたのである。

ところが、1960年代から70年にかけて日本は戦後初めて高度経済成長期を迎え、新幹線、東京オリンピック、大阪万博というように、都市の中で従来にない好景気を迎える。いわゆる建築ラッシュで土建業者等が活況を呈する中で、その利権や資金を求めて農村型「やくざ」の中には都市に進出して活動する組織が現れるようになった。そのような巨額の資金源を得たグループは次第に巨大化していき、群雄割拠を繰り返し、大規模な組織が中小の組織を自らの傘下に収め、ますます巨大化したのである。

その結果、農村型「やくざ」の非常に小さな規模の組織は、大規模な組織に縄張りが荒らされ、抗争の結果その傘下に入るということを繰り返していくうちに、山口組等の巨大組織が広域暴力団と呼ばれるような大規模組織に成長したのではないかな。

その際に、農村型「やくざ」の小さな規模の組織は大規模組織の傘下に入ると大組織から上納金を強制され、請求されるようになり、かつては親分が子分のために稼いでいたものを、今度は上納金として上部組織に納めざるを得ない状況になってきた。そうなってくると、子分たちにも親分は「お前たちも少し仕事をしてくれ。そして稼いで助けてくれ」という話になり、そこで子分たちが街に出て資金獲得活動を開始するようになった。これがいわゆる民暴（民事介入暴力）の現象ではなかったかと思われる。

つまり、かつては市民に手を出さない、かたぎに手を出さないと呼ばれていた組織が、市民に介入するようになってきた。これ自体、社会からすれば治安の維持という観点からは当然ながらゆゆしき問題であり、警察もこれを放置するわけにはいかないということから暴対法ができたのではないかなというのが、私の授業における説明である。ただ、先ほど述べたように、これが果たして正確なのか必ずしも自信があるわけではなく、この機会に示唆を受けたいと思っている。

5 刑事施設における特別改善指導

それでは暴力団離脱という取組について、法務省矯正局は何をやっているのだろうか。当然ながら、刑務所でも特別改善指導と呼ばれる取組を暴対法の対象となっている暴力団構成員に任意で実施している。特別改善指導ということでいろいろな事項が挙げられており、自己の問題点の認識、暴力団の反社会性の理解、離脱の具体的な方法の検討、離脱の決意等が指摘されているが、特に重要視されているのが出所後の生活設計である。

このような指導を全国の36施設で、講義や討議、個別面接、課題作文、視聴覚教材等を使って実施しているということである。毎年400人から600人が受講しているとされるが、暴力団の収容者数の全体からみて、この数字は多いのか少ないのか。任意という

画面 11

刑事施設における特別改善指導

- ・ 刑事収容施設法第103条2項3号
「改善指導」の対象
暴対法規定の暴力団員
- ・ 改善指導（特別改善指導）
 - ⇒ 自己の問題点の認識
 - ⇒ 暴力団の反社会性の理解
 - ⇒ 離脱の具体的な方法を検討・離脱の決意
 - ⇒ 出所後の生活設計
- ・ 全国36庁で講義、討議、個別面接、課題作文、視聴覚教材などで実施 ⇒ 毎年400人から600人が受講

こともあり、実感ではやや少ないイメージであるが、刑務所で一定の時間をとって、離脱指導をやっていること自体、当然ながら十分な意義があると思われる。ただ、問題はその中味であろう。

問題は、刑務所で行っている離脱指導の結果、実際に離脱を果たしているかどうか、その成果である。もっとも、実際の離脱が確認できるのは出所後であり、最近では刑務所も警察と連携を取っているようであるが、施設側の現状としては把握していないようである。中には離脱の意思を偽装して、仮釈放に有利になるように計算する者も含まれるから、実態はおおよそ掴みにくいのが現状である。

実際の離脱の状況に関しては文献がなかなか探しきれず、ちょっと古い資料になるが、平成20年に暴力団から離脱した人の数がたまたま論文に出ていたので紹介したい。

平成20年では、暴力追放運動推進センターあるいは警察が離脱指導した相談件数が年間で1,363件。そのうち実際に離脱した人が780人という。その結果、大体、相談した人の半分ぐらいが実際に離脱をしたことになる。その中で更に一定の仕事に就いた人は、社会復帰対策協議会経由とのことなので限られているかと思うが、21名である。離脱者のうち就職した者が3%弱ということは、どう見ても少ない数字と言わざるを得ない。

また、警察庁が作成した「平成26年の暴力団情勢」によると、離脱者の数は平成17年から平成26年では年間で大体500人から800人程度の間を前後しているようである。

6 暴力団離脱指導のポイント

暴力団を離脱させる場合、画面12にあるように、様々な指導や教育が必要になる。そのうち、非常に重要なことは、アイデンティティーの問題である。つまり、離脱した元暴力団員が自分をどのように位置づけるかということである。当然ながら、暴力団の組織にいる頃は暴力団員としてのアイデンティティーを持っていたと思われるが、今度は離脱をした際には、自分は善良な社会人であるというアイデンティティーを持たなければならず、このアイデンティティーの転換を彼らは自己の内部で行わなければいけないのである。それはそう短期間に完了するものとは思われないが、明瞭に離脱が実現するためには、そのアイデンティティーの転換が図らねばならない。真の意味での離脱はまさにそこにかかっている。この問題は先ほど指摘した心身の安定という問題とも絡んでくるように思われる。

様々な生活や意識を変えるということは、相当困難な問題であるが、しかし、離脱の指導や支援という側面では極めて重要な要素である。

画面 12

暴力団離脱指導のポイント

- ・ 自己の問題点の把握と改善
- ・ 金銭感覚の是正
- ・ 周囲（家族・社会）に与えた影響の認識
- ・ 反社会性の認識
- ・ 加入による再犯可能性
- ・ 離脱の具体的方法の検討
- ・ 就労と就業の持続
- ・ 生活設計の検討

7 デジスタンス（離脱）研究

そこで先ほどから何度か話が出ているデジスタンス (desistance) という問題を取り上げたい⁴。先に指摘したように、近年欧米ではデジスタンス研究が非常に盛んである。これまでの伝統的な犯罪学は「なぜ人は犯罪を行うのか」を議論してきた。いわゆる犯罪原因論である。そして、その原因として家庭崩壊とかスラム街等の居住地域の悪環境とか、様々な原因を探求してきたが、この新しい議論ではそうではなく、「なぜ犯罪者は犯罪をやめるのか」ということである。こ

れは当然ながら常習累犯者が前提になる。人生に1回しか犯罪をしないような人はもちろん対象にならない。欧米の調査では、常習的に犯罪を行っていた人たちのうち、犯罪を長期間行っていない人を訪ねて理由を問うのである。保護観察所からの情報を得て、犯罪離脱者を探し出し、これらの人たちにも調査協力費を支払って行くから、デジスタンス研究は多額の資金を必要とする。

こうした研究により明らかになってきた離脱要因にはいろいろあるが、1つは結婚したとか子どもができたとか、そのような人生の転機という要素が非常に大きいことが共通した見解になっている。ほかに、保護観察を受けた時の保護観察官に人格的に共鳴できたというように、支援者・処遇者との人間関係が契機となる場合もあるから、警察官が支援者としてそういう契機を与えることも可能であるように思われる。つまり、人的な接触がかなり大きな転機になっているというのも1つの研究知見である。

この研究を実際に日本でやろうとすると多分不可能だろうと思われる。このような研究を可能にしているのは犯罪者を扱う刑事司法機関側の資料提供である。先に述べたように、実際、欧米の研究では大学研究者に対して保護観察所から犯罪者に関する詳細なデータ提供がなされる。離脱した元犯罪者の氏名・住所はもちろん、現在の職業、家族構成等詳細な情報である。おそらく我が国では、この種の研究を行おうとして公的機関に打診すれば、真っ先に個人情報問題ではねられるであろう。そこが欧米と我が国の研究環境の決定的な違いである。

しかし、暴力団の離脱支援等を議論するのであれば、こうした研究が果たす役割は大きく、将来矯正保護の在り方にとっても、デジスタンスに向けた1つのテクニックにはなってくると思われる。

画面 13

デジスタンス(離脱)研究

・Desistance「犯罪からの離脱」

⇒ 「なぜ犯罪者は犯罪をやめるのか」

cf. 伝統的犯罪学「人はなぜ犯罪を行うのか」

離脱原因の追求

Sheffield 研究 (ボトムズ)
Tübingen 研究 (ケルナー)
Liverpool 研究 (マルーナ)
Harvard 研究 (サンブソン)

矯正・保護のあり方に示唆

⁴ デジスタンスの研究状況については、守山 正『イギリス犯罪学研究Ⅰ』（成文堂、2011年）、「デジスタンスと刑事政策」145頁以下参照。

画面 14

デジスタンスはなぜ起こるか

①人生の転機

⇒ 人との出会い、結婚、子ども誕生、軍隊経験

②認知的転換

⇒ 逆境克服によるアイデンティティの変化

③贖罪

⇒ 懺悔、後悔、反省

画面 14 は、これらの研究結果を基に、デジスタンスはなぜ起こるのかをみたものである。研究者は大体 3 つぐらいの理由を挙げている。第 1 に人生の転機、先ほど述べた人的な接触、さらには刑務所や軍隊経験を 1 つの契機にしている人もいる。そして、私が重要だと思っているのは認知的転換という問題であり、これがアイデンティティの転換や確立の問題である。一般のデジスタンス研究では、犯罪者のアイデンティティから、非犯罪者のアイデンティティへの転換ということになる。つまり、「私は犯罪者ではない」という意識である。

8 ポストン警察プロジェクト

もう 1 つ、警察レベルでのギャング離脱の取組として、ポストン警察プロジェクトが知られる。これはボストン市において若年者がギャングの抗争を続け、これによって毎年、殺人による若者の死者が 40～50 名発生するという深刻な事態であった。これに対して講じられた警察によるプロジェクトである。このプロジェクトは 1990 年代にデイビッド・ケネディ (David Kennedy) という大学の研究者が発想したもので⁵、

‘pulling levers’ (レバーを引く) を標語に、ギャングを辞めさせるディスインセンティブないしインセンティブとして、一方で刑罰の厳格な適用を示唆しながら、他方で積極的に就職の斡旋をするという抑止戦略であった。その結果、統計的にも若年者の殺人件数や被害者数を減らすのに成功したとされており、その後、ギャング離脱の有効な手段として全米の主要な警察署がこの手法を取り入れたといわれる⁶。このプロジェクトの意図や成果については十分な理解があるわけではないが、今後の離脱研究の 1 つの素材にはなろう。

画面 15

ボストン警察プロジェクト
‘Pulling Levers’

- ・ 1990年代、David Kennedyの発案
- ・ 若年ギャングの拳銃殺人を削減目標
- ・ ギャング主導者の行動パターンを研究
- ・ 犯行者との対話
- ・ アメ(社会サービスの提供)とムチ(厳格な法執行=pulling lever)
インセンティブの付与: 就職の斡旋
- ・ 多機関連携ワーキング・グループによる
警察、検察、刑務所、保護観察所、社会福祉機関と地域代表
- ・ ‘The Operation Ceasefire Strategy’ として全米都市に普及
- ・ 若年者殺人に統計的に有意な削減効果

9 元暴力団員の離脱支援の課題

⁵ David Kennedy et al, Reducing Gun Violence: The Boston Gun Project’s Ceasefire, NIJ, 2001.

なお、このボストン警察プロジェクトについては、警察学論集において辻義之「ボストン市警による若年者暴力対策—ニューヨーク市警と異なる手法の成果と試練—」(55 巻 10 号、2002 年)、デビッド・ケネディ「犯罪の根底と刑事司法—戦略的犯罪抑止統制」(59 巻 5 号、2006 年)により紹介されている。

⁶ Anthony Braga and David Weisburd, The Effects of “Pulling Levers” Focused Deterrence Strategies on Crime, The Campbell Collaboration, 2012.

最後に支援の課題であるが、これまでみてきたように課題は種々存在する。

しかし、いずれにしても支援といえば、社会の受け皿をどう確保するかという問題に帰する。暴力団を辞めろというだけでは、離脱者はかえって路頭に迷うだけであり、確かに辞めろと言う限り、受け皿をあらかじめ準備して、社会的支援を受けるように勧めるのが本筋であろう。離脱者の社会復帰を進めていくには、このような方策は必須である。

もともと、離脱意思をどう持続させるかは困難な問題である。刑務所出所時には離脱するといいいながら結局離脱できなかったというケースも少なくないといわれる。先にみたように、仮釈放を取るために離脱したいという嘘の意思を示したけれども、実は離脱しなかったという虚偽離脱の問題も気になる問題ではある。しかし、これも社会の受け皿が充実すれば状況は変わる可能性もあると思われる

そして、最後は再び、アイデンティティーという問題に行き着く。つまり、自分は善良な社会人として社会に戻って家族と一緒に生活したい、そして継続的に仕事を続け、きちんとした収入を得るというアイデンティティーの確立が生じれば、離脱は本物であり、継続的、恒久的になるはずである。

確かにアイデンティティーを変えるのはそれほど簡単な問題ではないが、しかし、これを克服しないかぎり元暴力団員を含め、犯罪者のデジスタンスへの確実な道筋は見えてこないように思われる。

画面 16

元暴力団員の離脱支援の課題

- ・社会の受け皿をどう確保するか
- ・離脱支援を一般社会にどう理解させるか
- ・離脱意思をどう持続させるか
- ・虚偽離脱をどう防ぐか
- ・離脱支援と再犯防止

「アイデンティティ」の確立